

自然災害時等における休講の基準

令和3年5月26日
三次高等技術専門校長

天候の悪化や地震発生等における安全確保のため、次のとおり休講の基準を定める。
なお、自然災害時等により休講とした授業については、原則として振替授業を行う。

1 次の場合、(1)～(3)の対応とする。

- ・三次市に『特別警報』(大雨, 暴風, 暴風雪, 大雪, 地震)が発表された場合。
- ・三次市に『大雨』『洪水』の警報が同時に2つ以上発表された場合。
- ・三次市に『暴風』『暴風雪』『大雪』のいずれかの警報が発表された場合。
- ・三次市が『十日市学区』に『警戒レベル4以上の避難情報』(「避難指示」等)を発令した場合。

(以下「警報等」という。)

(1) 訓練生が専門校管理下の場合

校長が警報等を総合的に判断して、休講を決定する。

(2) 訓練生が自宅の場合

ア 午前6時00分の時点で警報等が発表されている場合は、午前10時15分(2時限)までを休講とする。

イ 午前8時00分に引き続き警報等が発表中の場合は、午前中を休講とする。

ウ 午前10時00分に引き続き警報等が発表中の場合は、終日休講とする。

(3) 午前6時00分以降に警報等が発表された場合

その日は終日休講とする。

2 登校日前日の正午以降に『三次市を含む地域』で『震度5強』以上の地震が発生した場合は、当該登校日を終日休講とする。

3 1及び2にかかわらず、居住地又は登校経路において避難指示(警戒レベル4)などの危険が予想される場合は、その安全性が確保できるまでは登校を控えること。

4 上記以外の場合においても校長は、警報・注意報等を総合的に判断して、休講を決定する。

附則 この基準は、令和3年5月26日から施行する。

(参考)

○気象情報の確認方法

* NTT天気予報177 (有料) 又はテレビ・ラジオ・インターネットによる天気予報・ニュース等

* 携帯電話向け「広島県防災Web」



○事例

事例	警報発令の状況	訓練生の行動	三次校
A	6時00分現在、三次市で大雨警報、洪水警報が発令されていたが(他の地域では、大雨注意報のみ発令)、8時00分に警報が解除となった場合	全訓練生は登校せず自宅待機とする。 ただし、8時00分で警報が解除されたため、10時20分から開講するので、安全を確認して登校する。	10時20分から開講
B	6時00分現在、広島市で、大雨警報、洪水警報が発令されているが、三次市や他の地域では、注意報が発令されている場合	広島市の訓練生は自宅待機。 他の地域の訓練生は安全を確認して登校する。	通常どおり開講
C	自宅を出る6時には、警報が発令されていないか1つの発令であったため自宅を出たが、登校途中に三次市に警報が2つ以上の発令となった場合	状況を見て、安全な場所に避難又は帰宅する。専門校の近くまで来ている場合は、専門校に避難することも可能。	休講

※ 休講となった場合でも8時30分までには職員が登校していますので、わからないことがあれば問い合わせてください。